平成２８年（フ）第２６８号
神戸市須磨区南落合１―24―３グローリーマンション202号、住民票上の住所京都市右京区嵯峨野六反田町12番地レオパレス嵯峨野110号室
債務者　藤本　恭正
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８号
山口県防府市中西22番４号
債務者　藏田　和美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
千葉県成田市並木町25番地21（アイケイハイム沢山Ｂ―201）
債務者　宮崎　　尚
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７５号
千葉県佐倉市大崎台２丁目22番地10
債務者　太田　晃生
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２号
千葉県木更津市高柳949番地５
債務者　松本喜美子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３８７号
名古屋市南区駈上１丁目４―７　リバーサイド新瑞２階207号室、住民票上の住所名古屋市緑区大高台３丁目335番地の２
債務者　山口　　治
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5322番地
債務者　道山　　忍
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
鹿児島県志布志市志布志町帖6683番地31
債務者　宮村　恵美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市津久井２丁目３番16号
債務者　高山久仁男
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４２号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29番地　市営アパートＡ―201
債務者　浜田　矩子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１３６号
神奈川県厚木市吾妻町１番21―205号
債務者　矢野　里美（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９３号
神奈川県厚木市旭町５―18―17、住民票上の住所神奈川県厚木市中町３丁目５番６―801号
債務者　神戸　可枝
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９６号
神奈川県小田原市栢山3297番地の１　アーデルホーム１―205、前住所神奈川県小田原市国府津2799番地　ルイシャトレ富士見Ｃ―２
債務者　武蔵野　聡
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０５号
神奈川県厚木市栄町１丁目１番２―301号、前住所神奈川県秦野市鶴巻南４丁目８番Ｃ―205号
債務者　宝田　順司
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１４号
神奈川県小田原市板橋937番地
債務者　佐藤　絹子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目２番７号サンビレッジ王寺１号館201号、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡串本町有田121番地
債務者　和田　明美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで　和歌山地方裁判所田辺支部